

## 意見交換後の発表内容

### 【住居】

#### ■一時的住居の確保

- 生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業は県内 11 市町で行われおり、シェルター（生活困窮者一時宿泊施設）を持っているが、残る 12 市町にはシェルターはないことから、この制度による地域的ニーズへの対応は厳しい状況。
- 保護観察所が所管している更生保護施設、自立準備ホームがあるが、地域偏在（広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市）があり十分な確保はできていない。自立準備ホームの開拓も今後必要。

#### ■安定的住居の確保

- 安定した住居の確保に関し、県営住宅等公営住宅を希望する対象者も多いが、犯罪をした人を優先した入居は今のところ設定はされていない。犯罪をした人のみだけでなく住居確保要配慮者を含め、もう少し入居しやすいような形の制度設計ができないか。
- 居住支援法人は県内で 23 の法人が登録されているが、そのうち犯罪をした人を対象にするのは 7 法人。これは公表されているが、当該法人と関係機関（保護観察所、矯正管区、検察庁、地域生活定着支援センター等）との横の連携、情報共有が必要。
- 居住支援法人は地域的な偏在があるが、登録されていない地域に同じような活動をしている団体（住居確保の要配慮者に対する不動産店同行、生活保護の申請等の行政手続きサポート、入居後の見守りや安否確認等の活動を行っている団体）もあり、そうしたところを居住支援法人として指定していくことも考えられる。
- 民間アパートの確保について居住支援法人が動いているが、犯歴があり家賃債務保証保険会社の審査に落ちていても、家賃をきちんと支払い（市町の代理納付が良い）隣人トラブルを起こさなければ良いと考えている家主が提供する住宅は満室状態であり、新たなところが見つからない。空きがある公営住宅と連携が取れば一番いいが、旧広島市内はなかなか空きがない状況。（ただし、郊外は空きがあるので、ニーズがあれば調整の相談は可能。）
- 民間のアパートは、契約に際して緊急連絡先が必要だが、これがネックになって新たな住居が確保できないこともある。居住支援法人が緊急連絡先となることが可能となれば民間のアパートの住宅契約は進めやすい。

### 【福祉・保健】

#### ■地域生活定着支援センター

- 地域生活定着支援センターは、高齢、障害を持ち福祉的支援を要する人を対象として適切な支援につなぐための専門機関であるが、対象者の住居、入所施設をどうやって探すか、大変困難な状況。特にこういった方々は全員ではないが基本的に自立した生活が難しい。また、障害もあり金銭管理も非常に難しいため、どのように支援していくのが課題。
- グループホームなどの受入施設ではどういう犯罪をしたのかによって受け止め方が変わり、特に性犯罪や強盗といった犯罪は非常に厳しい受け止めをされる。そういった人を受け入れた時に、その施設の職員が辞めてしまわないだろうか、また、施設の運営が非常に難しくなるのではないかと、非常に不安を感じている。  
その解決策の方向性として挙げられたのは、①受入施設に対して受け入れのインセンティブを与えることと、②受け入れに伴う負担を軽減していくことの 2 点。
- 1 点目については、受け入れた場合に金銭的な支援を行うことが考えられ、具体的には、一般的な障害者等のグループホームのように、対象者を受け入れた場合に金銭的な支援を行うことが考えられる。また、更生保護施設や自立準備ホームでは費用の多くを国で負担するため、受入先が決まるまでの一時的住居として空きがあれば積極的に活用することも考えられる。
- 2 点目については、受入施設では、どういう犯罪だったのか、どういう問題行動を起こす可能性があるのかという点について不安があるため、対象者が入所していた矯正施設から対象者が起こしうる問題行動やそれへの対処法等についての情報提供や助言を行うことで、受け入れに伴う心

理的な負担を軽減できるのではないか。また、このように情報提供や助言を行うために、地域にある他機関と連携して支援する体制を構築することも重要。

- 施設にとっては保証人の有無も重要。犯罪をした人の中には保証人を立てるのが難しい人が多いため、支援機関等が組織として保証する仕組みなどがあれば、施設の負担感や不安を軽減することができるのではないか。

## 【就労】

### ■早期離職への対応

- 就職してから3ヶ月以内に離職する人がおり、そのほとんどが就職先に何も言わずに出奔する。そういう人はコミュニケーションが苦手で、相談がほとんどないとか、資格や運転免許証を持っていないという傾向が見られる。
- 収入がないため、なりふり構わず就職するという傾向の人もあり、対象者と雇用主のマッチングがかなり重要になってくる。しかし、就労支援で選択できる職業は、コミュニケーションが必要な土木建築関係が中心であり、コミュニケーションが苦手な人でも活躍できるような業界、例えば、工場とかの製造業にも広げることが必要。
- 障害等により働くこと自体にストレスを感じるというような個人の特性も考える必要があり、面談等で一般就労に向いているかどうかも考えていくことが必要ではないか。
- 相談先が対象者のニーズに合わなければ相談しにくいという形になる。対象者が抱える悩み（人間関係、障害、疾病等）に応じて、相談先をいくつか上げて相談先の選択肢を広げていくことが重要。

### ■一般就労と福祉的支援のはざまに対する支援

- いわゆるグレーゾーン（境界知能）の人については、矯正施設で「コグトレ」（認知機能強化トレーニング等）などを行い就労移行の準備を進めているが、本人が自分はグレーゾーンではないと、自身を受容できないという問題点がある。
- 雇用主側に対して、例えばグレーゾーンの人々の特性（急な予定への対応が苦手、聞き取ることが苦手等）に応じた、事前の講習を行うことが1つの解決策ではないか。
- グレーゾーンの人を就労支援する場合、支援期間をもう少し長めに設定できれば、その間に「コグトレ」など、就労移行準備を積んだ上で、協力雇用主を探すこともできるのではないか。